

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年7月版）										新条文（平成29年3月版）									
編	章	節	条	項	項以下	章節条項 (項目見出し)	現行条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条 (項目見出し)	新条文	改定理由			
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編				
10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持				
10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工	10	14	14	0	0	1	第14節	橋梁床版工				
10	14	14	1	0	1	10-14-14-1	一般事項	10	14	14	1	0	1	10-14-14-1	一般事項				
10	14	14	1	1	1	1.適用工種	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、床版補強工（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。	10	14	14	1	1	1	1.適用工種	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）、床版補強工（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、その他これらに類する工種について定める。	旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。			
10	14	14	7	0	1	10-14-14-7	旧橋撤去工												
10	14	14	7	1	1	1.旧橋撤去	受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。										旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。		
10	14	14	7	2	1	2.舗装版・床版破砕及び撤去	受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。										旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。		
10	14	14	7	3	1	3.突発的な出水対策	受注者は、旧橋撤去に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。										旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。		
10	14	14	7	4	1	4.鋼製高欄撤去・桁材撤去	受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。										旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。		
10	14	14	7	5	1	5.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。										旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。		
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕				
10	16	19	0	0	1	第19節	橋梁床版工	10	16	19	0	0	1	第19節	橋梁床版工				
10	16	19	1	0	1	10-16-19-1	一般事項	10	16	19	1	0	1	10-16-19-1	一般事項				
10	16	19	1	1	1	1.適用工種	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、旧橋撤去工その他これらに類する工種について定める。	10	16	19	1	1	1	1.適用工種	本節は、橋梁床版工として床版補強工（鋼板接着工法）・（増桁架設工法）、床版増厚補強工、床版取替工、その他これらに類する工種について定める。	旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。			
10	16	19	7	0	1	10-16-19-7	旧橋撤去工												
10	16	19	7	0	1		旧橋撤去工の施工については、第10編10-14-14-7 旧橋撤去工の規定による。										旧橋撤去工事について、17章に明記するため、本章からは削除。		
								10	17	0	0	0	1	第17章	旧橋撤去工				
								10	17	1	0	0	1	第1節	適用				
								10	17	1	0	1	1	1.適用工種	本章は、道路工事における旧橋撤去工その他これらに類する工種について適用する。	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	1	0	2	1	2.適用規定	本章に特に定めのない事項については、第1編 共通編、第2編 材料編、第3編 土木工事共通編の規定による。	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準				
								10	17	2	0	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督員と協議しなければならない。	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	2	0	0	2		土木学会 鋼構造物架設設計施工指針【2012年版】（平成24年5月）	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	2	0	0	3		土木学会 仮設構造物の計画と施工【2010年改訂版】（平成22年10月）	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	2	0	0	4		日本道路協会 鋼道路橋施工便覧（平成27年3月）	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	2	0	0	5		日本建設情報総合センター 土木工事仮設計画ガイドブック（平成23年3月）	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	3	0	0	1	第3節	旧橋撤去工				
								10	17	3	1	0	1	10-17-3-1	撤去				
								10	17	3	1	1	1	1.一般事項	受注者は、設計図書の定めまたは監督員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。	旧橋撤去工事について明記			
								10	17	3	1	2	1	2.仮設備計画	受注者は、工事着手前に、仮設備計画（仮設備の配置計画、材料仕様一覧、ベント等構造図、構造計算書等）を作成し、監督員に提出しなければならない。	旧橋撤去工事について明記			

土木工事共通仕様書新旧対照表

旧条文（平成27年7月版）						新条文（平成29年3月版）								
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新条文	改定理由
章節条項 (項目見出し)						章節条項 (項目見出し)								
						10	17	3	1	3	1	3.撤去	受注者は、旧橋撤去にあたり、振動、騒音、粉塵、汚濁水等により、第三者に被害を及ぼさないよう施工しなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	1	4	1	4.舗装版・床版 破砕及び撤去	受注者は、舗装版・床版破砕及び撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	1	5	1	5.突発的な出水 対策	受注者は、旧橋撤去工に伴い河川内に足場を設置する場合には、突発的な出水による足場の流出、路盤の沈下が生じないよう対策及び管理を行わなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	1	6	1	6.鋼製高欄撤去・桁材撤去	受注者は、鋼製高欄撤去・桁材撤去において、設計図書による処分方法によらなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	1	7	1	7.落下物防止対策	受注者は、河川及び供用道路上等で、旧橋撤去工を行う場合は、撤去に伴い発生するアスファルト殻、コンクリート殻及び撤去に使用する資材の落下を防止する対策を講じ、河道及び交通の確保につとめなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	0	1	10-17-3-2	仮設工（ベント）を用いた撤去工	
						10	17	3	2	1	1	1.施工計画書作成時の留意点	(1)連続桁形式の橋梁では、施工段階ごとにベントにかかる荷重状態が大きく変化することを踏まえ、施工方法、手順など照査しなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	1	2		(2)ベントは鉛直荷重、水平荷重に十分に耐えうる構造とし、偏った荷重に対して必要な補剛材（スティフナージャッキ）や筋交い等を設置するなど対策を講じなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	1	3		(3)桁の切断作業が伴う場合は、支承の条件（固定、可動）も考慮して施工計画書を作成しなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	1	4		(4)ベント設置地盤は、平板載荷試験等により、予め地耐力を確認しなければならない。必要な地耐力が不足する場合は土の置き換えや地盤改良等により地耐力を確保しなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	1	5		(5)第三者への影響が想定される場合は、ベントの転倒予防措置を行うなど多重の安全策を講じなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	2	1	2.施工時の留意事項	(1)桁下面とベント頂部に傾斜のある隙間が生じる場合、荷重をベントに均等に伝えるため、テーパープレート等による間詰めを適切に行わなければならない。	旧橋撤去工事について明記
						10	17	3	2	2	2		(2)橋桁の切断が伴う場合、切断開始後は、作業員の安全確保のため、橋桁の上下などに人が近づいてはならない。	旧橋撤去工事について明記